

京都市農業委員会の委員等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年12月23日京都市条例第23号）（産業観光局農林振興室農林企画課）

本市の農地面積が減少したことから、農業委員会等に関する法律施行令第8条第1項で定める農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数の基準に従い、推進委員の定数を29人から27人に改定する必要があるため、次のとおり京都市農業委員会の委員等に関する条例の一部を改正することとしました。

京都市農業委員会の委員等に関する条例の一部を次のように改正

第3条中「29人」を「27人」に改める。

この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。

京都市農業委員会の委員等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年12月23日

京都市長 松井孝治

京都市条例第23号

京都市農業委員会の委員等に関する条例の一部を改正する条例

京都市農業委員会の委員等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「29人」を「27人」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(産業観光局農林振興室農林企画課)